

### 3 誓約書（例）

## 誓 約 書

私儀、社会福祉法人（法人名 ）の評議員（理事・監事）就任にあたり、次の各号に該当していないことをお誓いいたします。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号・第44条第1項
- 2 破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）
- 3 暴力団員等の反社会的勢力である者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

社会福祉法人（法人名 ）  
理事長（氏名 ）様

#### （注意事項）

- 1 評議員、理事及び監事就任時に身分証明書に代え、この様式により誓約してください。
- 2 誓約書のあて先は次のとおりです。
  - (1) 法人設立時 評議員、理事及び監事とも、設立代表者あて。
  - (2) 上記以外 評議員、理事及び監事とも、当該法人の理事長あて。
- 3 参考 ★社会福祉法第44条、第40条第1項の規定は、役員について準用する。  
社会福祉法第40条第1項  
次に掲げる者は、評議員となることができない。
  - 一 法人
  - 二 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員★破産法第30条第1項  
裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。
  - 一 破産手続の費用の予納がないとき（第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。
  - 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。★暴力団員等の反社会的勢力である者
  - 一 暴力団
  - 二 暴力団員
  - 三 暴力団準構成員
  - 四 暴力団関係企業
  - 五 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - 六 特殊知能暴力集団等
  - 七 その他前各号に準ずる者